

シェアハウスの共用空間における私物のシェア過程の分析

Analysis of the sharing process of private belongings in the common spaces of shared house

野月 そよか[†]

Soyoka Notsuki

[†]青山学院大学社会情報学研究科

Graduate School of Social informatics, Aoyama Gakuin University

c8124012@aoyama.jp

概要

シェアハウスの共用空間において、居住者の私物が他者と共同使用される過程をエスノグラフィにより記述した。ストーリーミングデバイスとこたつの二事例を分析した結果、空間への配置を起点に一時的な共同使用が成立し、その後、モノの使用に関する規範のズレの顕在化を経て、シェアが維持、変容、解消する過程が明らかになった。この過程では、提供者の私物に対する裁量、複数の規範、物理的環境が複雑に関係していた。

キーワード：シェア、シェアハウス、集合的な活動、エスノグラフィ

1. はじめに

本研究は、シェアハウスにおいて居住者の私物が共同使用される過程を明らかにすることを目的とする。

シェアハウスとは、個室をプライベート空間として、キッチンやリビング、浴室などを他者と共用する住居形態（司馬ら, 2019）であり、近年は首都圏を中心に増加している（岡部, 2021）。核家族化や都市化により地縁や血縁のつながりが希薄になる中で、共同生活の場は、新たな社会関係を育まれる空間として注目されている（野沢, 2008 他）。

シェアハウスでは、住空間に限らず、家具、家電、（田中・成定, 2015）、介護（丁・小林, 2014）、建物の歴史、採光（岡部, 2021）など、多様な資源がシェアの対象となる。資源の種類やシェアの程度は、居住者間の関係を示す指標となり、しばしば「長屋的」「選択縁的」「家族的」と伝統的な社会関係と重ねて評価されてきた。しかしながら、こうした社会関係がいかなるものであり、どのように築かれていくのかについては十分に検討されているとは言い難い。

シェアが社会関係の形成に関与しているならば、資源がどのような経緯で共同使用に至るのかを明らかにすることは、関係性の生成過程を理解するうえで重要な手がかりとなる。一方で、先行研究の多くは、資源がすでにシェアされている状態を前提としており、シェア状態に至るまでの過程にはほとんど関心が払われて

こなかった。

先行研究で言及のあったシェア対象の出自に注目すると、シェアは次の三つに分類できる。①居住者の私物の共同使用、②建物に付属する共有物の共同使用、③私物とも共有物とも言いがたいモノ（たとえば、採光や空気など）の共同使用である。そのなかでも私物は、もともと個人に帰属するモノとして扱われるため、シェアされる過程には、摩擦や交渉が生じやすく、関係性の調整が集中的に現れる。そこで、本研究では①に注目し、私物の家具や家電が他の居住者と共同使用される過程を、都内シェアハウスにおけるエスノグラフィにより明らかにする。

認知科学分野では、「家の中の認知科学」と呼ばれる、家での目的志向的ではない私活動に着目した研究が蓄積されてきた。一連の研究では、住居を壁に区切られたまとまりある空間と捉える。内部で展開される生活実践は、多様な個人と人工物との相互作用により集合的に成立、変化すると理解される（野島・原田, 2004）。こうした見方は、ある活動が人工物や規範、環境などの媒介項を通じて協働的に構成されると捉える点で、Engeström (1987) の活動理論に通じる。本研究では、シェアハウスでの私物のシェア状態が生活実践を通じて集合的につくられると考える。そのうえで、私物のシェアが成立あるいは不成立に至る過程を、私物とその提供者、利用者、環境、規範との関係から明らかにする。

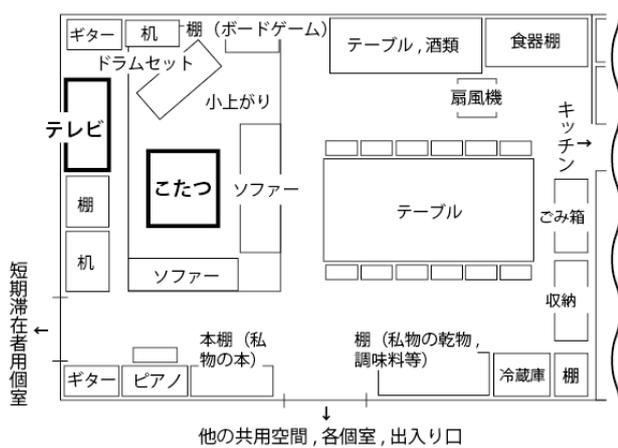
本研究は、シェアハウスに所与の状態とされてきたシェアを、集合的に達成される活動と捉え直し、その構造を明らかにすることを目指す。

2. 方法

調査対象 本研究の調査対象は、約20名が居住する都内のシェアハウスAである。居住者は20代、30代が中心だが、3歳から50代までの幅広い年齢が含まれる。居住年数も、半年未満の新規入居者から4年以上の長期居住者までと多様である。物件には23室の個室があ

り、食堂、浴室、トイレなどが共用空間として設けられている。本研究では、居住者が「食堂」と呼称する、キッチンと居間が接続した共用空間での私物の共同使用に焦点を当てる。図1は、2025年6月時点の食堂の見取り図である。食堂には、図1に示していない私物（たとえば、お菓子、筋トレ器具、筆記用具、ノートパソコンなど）が日常的に持ち出され、後に回収もしくは継続的な設置に至っている。

図1 シェアハウスA「食堂」（2025年6月時点）



- ・太枠で囲んだ「テレビ」「こたつ」は、本文で分析対象として取り上げた。
- ・括弧内は、該当箇所に収納されているものを示す。
- ・特に「私物」の記載がない物は、筆者滞在時に安定して配置されていた。

倫理的配慮 調査にあたり、居住者に対して本研究の趣旨と方法を説明し、調査協力に同意を得た。加えて、調査はいつでも中止可能であり、使用を望まないデータについては削除できる旨を明示した。本稿では、調査対象の特定を回避するために、調査結果に影響のない範囲で居住者数と見取り図を一部簡略化して示した。本研究は、青山学院大学倫理審査委員会の承認（H22-039）を受けて実施している。

データの収集 本研究は、エスノグラフィを研究手法とする。筆者は、2024年9月にシェアハウスAに二週間滞在した後、2025年3月からは一居住者として継続的な参与観察を行っている。データ収集には、フィールドノートの執筆と居住者へのインタビューが含まれる。フィールドノートは、食堂に配置されたモノ、モノの使い方、モノの使い方をめぐる居住者の相互行為を中心に記録している。本稿では、2025年6月までに得られたデータをもとに分析を行った。とりわけグループインタビューは、2025年6月11日に食堂のテーブル周辺で過ごしていた居住者を対象に実施したものである。協力者には、共用空間に私物を配置するに至った経緯について、30分間話を伺った。協力者3名の居住歴と年代を表1に示す。

表1 インタビュー協力者の居住歴と年代

	居住歴	年代
A	一年以上二年未満	20代
B	一年以上三年未満	20代
C	一年以上三年未満	20代

3. 分析

本章では、共用空間に私物を配置した経緯について聞き取りができたストーリーミングデバイスとこたつの二事例を取り上げ、それぞれの使用過程を私物とその提供者、利用者、物理的環境、シェアに関する規範などとの関係に着目して分析する。その後、得られた結果をもとに私物が共同使用される過程の特徴を整理する。

事例には、私物が共用空間に持ち出されたことをきっかけに、その使われ方が徐々に変化し、やがて安定していくまでの過程が含まれる。この過程を明瞭に示すために、事例を複数の段階に分けて記述する。各段階は、私物の一時的な共同使用の成立あるいは不成立をひとまとまりにしている。

事例1 ストーリーミングデバイス はじめに、ストーリーミングデバイス（以下、デバイス）のシェア過程を分析する。調査対象の共用空間にはテレビが設置されており、映画の鑑賞やゲームなどに日常的に使用されている。デバイスを接続することで、個人が契約している動画サブスクリプションのコンテンツがテレビ上で再生可能となる。本事例の分析には、フィールドノートと、デバイス提供者であるAへのインタビューの文字起こしデータ（図2）を参照した。シェアの過程は、三つの段階に分けて記述できる。

図2 ストーリーミングデバイスに関するやりとり

- 01 筆者 自分のモノシェアしたことある？
- 02 A デバイス、一時期置いてた。
- 03 B で、むかついたから下げたんでしょ？
- 04 A うん。
- 05 C あれはむかつくよな。
- 06 A 確かに、「使ったよありがとう。」とかそういうコミュニケーションがあればね、別にいいけど。何もない。まあ別に置いてるからね。そういうこともあるけど、それだったんだろうね。
- 07 筆者 最初に持ってきたのは、ここにテレビがあるから？
- 08 A そう。みんなでここで見るために持ってきて、みてて、そのままにした。

- 09 B そしたら我が物顔のやついたんでしょ？
 10 筆者 えっと、確認なんだけど最初はみんなで見ようと思ったけど...
 11 A みんなでっていうか、私が見たい。でも自分以外も見るから。

第一段階 A は、自身の私物であるデバイスを共用空間にあるテレビと接続し、他の居住者とともに動画を視聴した。これにより、シェアが成立した。デバイスを配置した意図について、A は「みんなここで見るために持ってきて、みてて、そのままにした」（発話 08）と述べている。しかしその直後、筆者による確認の問いかけに対しては、「みんなでっていうか、私が見たい。でも自分以外も見るから」（発話 11）と発言しており、配置の主たる目的は自己使用である一方で、他者の使用も想定していたことがわかる。また、デバイスをテレビに接続して共用空間に置くという行為は、空間を共にする他者にも視聴可能な状態を生み出し、提供者の意図にかかわらず、シェアの成立を促す構造を生じさせていた。

第二段階 その後デバイスは継続的に共用空間に置かれており、A の不在時に他の居住者がそれを通じて動画コンテンツにアクセスした。これにより、再びシェアが成立した。他居住者がコンテンツにアクセスした経緯は不明である。しかし、デバイスが共用空間に配置されているという状態は、居住者誰もがコンテンツにアクセスすることを可能にしている。このような中で、他居住者はデバイスを使用するに至った。

第三段階 A は、他の居住者が自分のデバイスを使用していることを目撃した際、その行為に対して「使ったよありがとう」（発話 06）といった感謝の言葉がなかったことに違和感を覚え、最終的にデバイスを回収した。これにより、シェアは不成立となった。A は、「まあ別に置いてるからね。そういうこともあるけど、それだったんだろうね」（発話 06）と述べており、無断で使用される可能性があることは認識していたものの、返礼のない使用には納得がいかなかったことがうかがえる。また、第三者である B と C は、「で、むかついたから下げたんでしょ？」（発話 03）や「あれむかつくよな」（発話 05）といった発言を通じて、A の違和感と同調する姿勢を示している。これらの発話から、感謝などの応答が欠如した状態でのシェアに対して、A のみならず B や C も一定の違和感を持っていたことがわかる。

事例 2 こたつ 次に、こたつのシェア過程を示す。本事例では、フィールドノートと、提供者 B、C にこたつ

のシェアの経緯についてたずねた際のインタビュー文字起こしデータ（図 3）を参照した。こたつのシェアも、三段階で記述できる。

図 3 こたつに関するやりとり

- 12 筆者 こたつはどういう経緯で買ったの？
 13 B こたつ入りたから。買ったのは、入りたかったから。それ以上のことは何もない。部屋に置くには大きいじゃん。だからここ置く、みんなも入れるし。
 14 C 部屋にいなかった。普通に、下（食堂）にいる時間の方が長かった。
 15 B そうね。
 16 筆者 こたつってなんか一悶着あったって聞いたことがあるんだけど。
 17 B 一悶着っていうか、こっちの気持ちの問題として、もやもやがあった。ここに置いたことで。そりゃみんな入るじゃん。なんか、A はいいいけど、他の人が入ったら嫌だなみたいな。
 18 C （置いておいたら他の人に使われると）わかってはいるけど、なんなんだろうね。あれ。
 19 B だからカンパの瓶置いて、入るなら気持ち入れてみたい。強制してはいないけど。
 （中略）
 20 B だからなんか、自分が食堂降りてきて、我がもの顔で使っているやついると、何使ってたよって思う。思ってた。
 21 筆者 今はどう思ってる？
 22 C 今はまーじでなんとも思わない。
 23 B どうでもいい。

括弧内は筆者による補足

第一段階 B と C は、個人使用を第一の目的としてこたつを折半して購入し、食堂に配置した。その際、「みんなも入れるし」（発話 13）と語るように、他者の使用も想定していた。実際に他の居住者もこたつを使用し、シェア状態が成立した。

第二段階 B と C は、感謝や許諾なしにこたつを使用されることに違和感を覚え、カンパ瓶を設置した。これにより、こたつが私物であることが明示的になった。しかし、状況は改善されず、B は一時的にこたつを自室に回収した。興味深いのは、無断使用への違和感が全ての居住者に向けられていたわけではない点である。A は、日常的に B、C と事物をシェアしており、互いに様々なモノの提供や返礼を受けている。B、C の発言は、シェアを繰り返してきた関係においては、違和感の対

象とはならず、シェアが成立しやすくなることを示している。

第三段階 Bは一度こたつを回収したにも関わらず、自室が狭く不要だと感じたため、再び食堂に設置した。これにより他の居住者がこたつを使用して、シェアが成立した。B,Cは「どうでもいい」(発話22)「まーじでなんとも思わない」(発話23)と述べており、私物の認識や返礼期待が消失したことが読み取れる。

総合考察 ストリーミングデバイスとこたつの二事例を通じて、私物の共同使用には、共通する過程が観察された。具体的には、提供者による私物の共用空間への配置を起点に、他者による使用が開始され、物の使用をめぐる規範のズレが顕在化し、シェアが維持、変容、あるいは解消されていく過程である。この一連の過程のなかで、三つの要素が特に重要な役割を果たしていた。

第一に、私物の提供者は、他の居住者と比較してモノの配置と回収に関して裁量を持っていた。たとえばAは、デバイスを私物と認識しており、配置や回収を自身の判断で行った。その結果、シェアが突如として不成立となった。一方で、こたつの事例では、提供者が私物の所有を放棄した結果、提供者のこたつに対する裁量は他の居住者と同程度となり、こたつは安定的に使用される状態へと移行した。このように、提供者の私物への裁量は、シェアの成立、不成立を左右していた。

第二に、共用空間におけるシェアには、少なくとも二種類の規範が併存していた。ひとつは「共用空間にあるモノは共有物だ」というシェアを前提とした規範であり、もうひとつは「私物を使う場合には返礼が必要だ」という私物であることを前提とした規範である。加えて、モノに溢れた共用空間に新たに置かれた私物は、見た目や位置だけでは、私物/共有物を識別することは困難である場合が多い。たとえば、デバイスもこたつも、外見上は安定的にシェアされているモノと区別がつかない。こうした視覚的な曖昧さが、規範のズレを助長し、シェアの不成立を招いていた。しかし、以上のズレが必ずしも対立や摩擦を生むわけではない。こたつの事例では、提供と返礼のやりとりが繰り返されることで、特定の人物との間でシェアがより受け入れられやすくなることが示唆された。

第三に、共用空間の物理的環境もまた、シェアの成立を促す要因となっていた。たとえば、デバイスは、食堂に偶然居合わせた居住者により使用されたり、提供者の不在時にも使用されたりした。こたつの事例でも、

提供者の一人であるBが自室の狭さを理由に、共用空間に再配置したことで、他の居住者による使用が継続することとなった。このように、物理的な制約が、提供者の意図に関わらずシェアの成立を促していた。

4. 結語

以上、シェアハウスの共用空間における私物のシェアが、私物とその提供者、利用者、物理的環境、モノの使用に関する規範等と相互作用しながら、集合的に成立、不成立となる過程を明らかにした。

本研究では、フィールドノートと居住者の発話をもとに、シェアの成立の困難さを中心に記述した。困難さをもたらす二つの規範は、少なくとも筆者の観察期間中は一つの規範へと調整されずに併存していた。今後は、複数の規範が併存、調整される構造にも着目する必要がある。また、調査中には、規範のズレが発生したり顕在化したりせずにシェアに至る例も複数確認されている。今後は、困難さが語られた本事例に加え、他の事例も含めてシェアの成り立ちを多面的に捉えることが求められる。

参考文献

- 岡部 朋子 (2021). シェアを問い直す：選択する「行為」から社会の基盤へ 「シェアが描く住まいの未来」研究委員会(編)(編) 住まいから問うシェアの未来：所有しえないもののシェアが、社会を変える 学芸出版社。
- Engeström, Y. (1987). *Learning by expanding: An activity-theoretical approach to developmental research*. Helsinki: Orienta-Konsultit.
- 司馬 麻未・三好 庸隆・木多 道宏 (2019). シェア居住における共用空間が社会環境形成に与える影響—シェアハウスの居住実態調査 日本建築学会計画系論文集, 84(762), 1657-1667.
- 丁 志映・小林 秀樹 (2014). 重度知的障がい者と健常者の福祉型シェアハウス計画に関する実践研究—実践プロセスおよび入居後の生活実態と効果について— 都市住宅学, 87, 104-109.
- 野沢 慎司 (2008). 選択的ネットワーク形成と家族変動 家族社会学研究, 20(1), 38-44.
- 野島 久雄・原田 悦子 (2004). 〈家の中〉を認知科学する：変わる家族・モノ・学び・技術 新曜社。